福山市看護学生支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，看護職の確保及び市内医療機関等への定着を目的とし，学習の意欲がありながら，経済的に困窮する看護学生に対して支援金を交付することについて，福山市補助金交付規則（昭和４１年規則第１７号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）看護学校　保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）の規定に基づき指定を受けた看護師養成所及び准看護師養成所で福山市内に設置されたもの

（２）学生　前号に定める看護学校に在籍する学生（正規の就学年限を経過した者を除く）

（支援金交付対象者）

第３条　支援金の交付を受けることができる学生は，次の各号に該当する者で，看護学校が推薦する者とする。

（１）生計維持者の所得が，別表に掲げる所得額未満であり，学業を継続するにあたり，経済的に困窮していること

（２）学習に意欲があり，学業を確実に修了できる見込みがあると認められること

（３）市内医療機関等への就職の意思があること

（４）他の給付型奨学金等の支給を受けていないこと

２　前項にかかわらず，看護学校が推薦するに足ると認める，特別な事情がある者は，推薦可能とする。

（支援対象期間）

第４条　支援の対象期間は，1年度を単位とする。

（支援金の交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする者は，次に掲げる書類を，市長が別に定める日までに，提出しなければならない。

（１）看護学生支援金交付申請書（様式第1号）

（２）看護学生支援金に係る推薦調書（様式第2号）

（３）その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定）

第６条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その審査（申請者の面接等を含む。）を行い，交付又は不交付の決定をする。

２　市長は，前項の決定をしたときは，看護学生支援金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により，前条の規定により申請をした者に，その旨を通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第７条　支援金の交付の申請をした者は，前条第2項の規定による通知を受けた場合において，当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは，当該通知を受けた日から20日以内に申請の取り下げをすることができる。

２　前項の規定により申請が取り下げられたときは，当該申請に係る交付決定は，なかったものとみなす。

（支援金の交付）

第８条　支援金の額は年額１５万円とし，１０月（４月～9月分）と３月（１０月～３月分）の年２回に分けて，支援金交付決定の通知を受けた者（以下「支援金受給者」という。）が指定する口座に支払うものとする。

（申請内容等の変更）

第９条　支援金受給者は，第５条の規定による申請書に記載した事実に変更が生じた場合には，直ちに次に掲げる書類を市長に提出し，承認を受けなければならない。

（１）看護学生支援金変更交付申請書（様式第４号）

（２）申請の変更内容が分かる書類の写し

（３）その他市長が必要と認める書類

（実績報告書の提出）

第１０条　支援金受給者は，支援金の交付を受けた翌年度の4月10日までに，次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）看護学生支援事業実績報告書（様式第５号）

（２）その他市長が必要と認める書類

２　市長は，事業の実績について，質問，調査することができるものとし，支援金受給者はこれに応じなければならない。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第１１条　市長は，支援金受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は，交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）前条第１項に規定する報告において，虚偽の報告をしたとき

（２）支援金受給者から，交付決定の辞退の申出があったとき

（３）支援金受給者が退学したとき

（４）その他市長が必要と認めるとき

２　市長は，前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において，当該取消しにかかる部分に関し，既に支援金が交付されているときは，期限を定めて，その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行について必要な事項は，市長が別に定める。

　附　則

この要綱は，２０２３年（令和５年）●月 ●日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 所得税法上の扶養人数 | 所　　　得　　　額 |
| ０人 | ２３６万円 |
| １人 | ２７４万円 |
| ２人 | ３１２万円 |
| ３人 | ３５０万円 |
| ４人 | ３８８万円 |